

2023年12月7日

新設分割に係る事前開示書面
(会社法第803条及び会社法施行規則第205条に基づく開示事項)

東京都千代田区神田練塀町3番地
株式会社ACCESS
代表取締役 社長執行役員 大石 清恭

当社は、2023年11月29日付で作成した新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、2024年1月31日（予定）を効力発生日として、当社のIoT事業のうち電子出版分野に係る事業の一部に関する権利義務を、新たに設立する株式会社PUBLUS（以下「本新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことといたしました。

本新設分割に関する会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

- 新設分割計画書の内容（会社法第803条第1項第2号）
添付「新設分割計画書」に記載のとおりです。

- 新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号）

- 交付する株式数の相当性に関する事項

本新設会社は、本新設分割に際して普通株式4,060株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。本新設会社が発行する株式数については、当社が本新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、本新設会社が継承する資産等の事情を考慮し、上記株式数が相当であると判断いたしました。

- 資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社は、本新設会社の資本金及び準備金の額を本新設会社が承継する資産及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、会社計算規則に従い、本新設分割計画書第6条の記載のとおりとすることにいたしました。

- 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容（会社法施行規則第205条第6号イ）
該当すべき事項はありません。

- 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

- 当社について

本新設分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

- 本新設会社について

本新設分割の効力発生日以後における本新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておりません。

以上より、本新設分割の効力発生日以後において、本新設会社が負担すべき債務について履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以上

新設分割計画書

株式会社 ACCESS(以下「甲」という。)は、甲の電子出版開発部が営む事業のうち、PUBLUS READER 及び PUBLUS v2 に関する事業(以下「本事業」という。)に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社(以下「乙」という。)に承継させる新設分割(以下「本新設分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画(以下「本新設分割計画」という。)を作成する。

第1条(新設分割)

甲は、本新設分割計画に定めるところに従い、新設分割の方法により甲が本事業に関して有する権利義務を乙に承継させる。

第2条(乙の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - (1) 目的
乙の目的は、別紙1「定款」第2条に記載のとおりとする。
 - (2) 商号
乙の商号は、株式会社 PUBLUS とし、英文では、PUBLUS Corporation と表示する。
 - (3) 本店の所在地
乙の本店の所在地は、東京都千代田区とし、本店の所在場所は、東京都千代田区富士見二丁目13番3号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
乙の発行可能株式総数は、10,000株とする。
2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第3条(乙の設立時取締役の氏名)

乙の設立時取締役は、夏海龍司とする。

第4条(乙が甲から承継する権利義務に関する事項)

1. 乙が、本新設分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙2「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 前項に基づき乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的債務引受けの方法により引き受け、甲は、効力発生時点(第7条で定義する。以下同じ。)以降、乙が本新設分割により承継する一切の債務について弁済又は履行の責を免れる。

- 前項にかかわらず、甲は、本新設分割により乙に承継される従業員に対する夏季賞与及び決算賞与（いずれも 2024 年 1 月末日までに賞与の査定期間の末日が到来するものに限る。）の支払債務のうち、効力発生時点における、乙の貸借対照表上の賞与引当金相当額を超える債務（もしあれば）を重畳的に引き受けるものとする。当該超過額の支払債務につき、甲乙間の負担割合は、甲の全部負担とし、乙は、当該従業員に対して支払った当該夏季賞与及び決算賞与の総額のうち、当該超過額の全額について、甲に求償することができる。
- 乙が承継する資産の移転に関する登記、登録、通知等の手続に必要となる費用その他本新設分割に必要となる費用については、甲が負担する。

第 5 条（本新設分割に際して交付する株式の数）

乙は、本新設分割に際して普通株式 4,060 株を発行し、その全てを前条第 1 項に定める権利義務に代えて甲に対して交付する。

第 6 条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙の設立日における乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額	2,500 万円
(2) 資本準備金の額	2,500 万円
(3) 利益準備金の額	0 円

第 7 条（効力発生時点）

本新設分割がその効力を生ずる時点（以下「効力発生時点」という。）は、2024 年 1 月 31 日午後 11 時 59 分とする。但し、甲は、本新設分割の手続上必要があるときは、効力発生時点を変更することができる。

第 8 条（競業避止義務の免除）

甲は、効力発生時点以降においても、乙が承継する本事業に関し会社法第 21 条に定める競業避止義務を一切負担しないものとする。

第 9 条（本新設分割計画の条件の変更及び本新設分割の中止）

甲は、本新設分割計画の作成後効力発生時点までの間において、本新設分割の実行の支障となる事態が生じた場合若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本新設分割の目的の達成が困難となった場合には、本新設分割の条件その他本新設分割計画の内容を変更し、又は本新設分割を中止することができる。

第 10 条（本新設分割計画に定めのない事項）

本新設分割計画に定めるもの他に本新設分割に関し必要な事項は、本新設分割の趣旨に従って甲がこれを決定する。

以上

2023 年 11 月 29 日

東京都千代田区神田練塀町 3 番地

株式会社 ACCESS

代表取締役 大石 清恭

別紙1 乙の定款

(添付のとおり)

別紙2 承継対象権利義務明細表

承継対象権利義務明細表

本新設分割により、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下に定めるとおりとする。

1. 資産

- (1) 現預金：金 5000 万円
- (2) 本事業に属する仕掛品
- (3) 本事業のために使用される別添1記載の特許権、商標権、ドメイン、ソフトウェア及びロゴ。

2. 債務

次項に記載される契約に基づく債務又は第4項に記載される雇用契約に基づく債務を除き、乙は、一切の債務を承継しない。疑義を避けるために付言すると、乙は、甲の納税義務、甲が本新設分割の効力発生の直前時点までに行った事業活動に起因又は関連する契約不適合責任、債務不履行責任若しくは不法行為責任に基づく債務、偶発債務又は簿外債務（従業員に対する未払いの給与、賞与、退職金等の債務（もしあれば）を含む。）を一切承継しない。

3. 契約

- (1) 甲が本事業に関して締結し、本新設分割の効力発生の直前時点において有効に存続している一切の契約（以下の契約を含み、次項に定める雇用契約を除く。）に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。
 - ① PUBLUS Reader に係るライセンス契約（株式会社 Lentrance との間の PUBLUS Reader ライセンス契約書を含む。）
 - ② ビヨンド・ペースペクティブ・ソリューションズ株式会社（現商号：BPS 株式会社）との間で締結された 2018 年 7 月 23 日付 Android 向け 64bit 版 EPUB ブューアの共同開発契約及び業務委託基本契約書
 - ③ 株式会社モリサワとの間で締結された以下の各契約
 - (a) 2013 年 4 月 1 日付ソフトウェア及び文字書体使用契約書
 - (b) 2018 年 10 月 25 日付フォント OEM ライセンス契約書
 - (c) 2023 年 6 月 30 日付フォント OEM ライセンス契約書（「d アニメストア」向け）
- (2) 上記(1)の記載にかかわらず、乙は、株式会社集英社との間の PUBLUS v2 に係るラ

イセンス契約及び当該ライセンスに付随して株式会社 ICE に提供するサポート等の業務並びに外注先（ビヨンド・パースペクティブ・ソリューションズ株式会社（現商号：BPS 株式会社）及び株式会社モリサワを除く。）との契約を承継しないものとする。

4. 雇用契約

本新設分割の効力発生の直前時点において本事業に主として従事する甲の全ての従業員との雇用契約に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務（但し、従業員に対する未払いの報酬、給与、賞与、退職金等の債務（もしあれば）は含まれない。）。但し、当該従業員の職務発明（本新設分割で乙が承継する出願中の特許に係る職務発明に限る。）に対する実施時報償金又は実績報償金の支払義務は、乙に承継される。

以上

別添1 知的財産権

特許権 (出願中)	情報処理システム、方法及びプログラム（出願番号：2022-090096） 情報処理システム、方法及びプログラム（出願番号：2022-112895）
商標権	「PUBLUS」（登録番号：5638771） 「PUBLUS Connect」（登録番号：6519177）
ドメイン	publus.jp
ソフトウェア	PUBLUS v2 PUBLUS Reader
ロゴ	

株式会社PUBLUS 定款

第1章 総則

第1条（商号）

当会社は、株式会社PUBLUSと称し、英文ではPUBLUS Corporationと表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子書籍ビューワーエンジン、電子書籍配信ソリューションを中心とした電子書籍関連のソリューション全般の開発及び提供に関する事業
- (2) 電子書籍に関するコンサルティング事業
- (3) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第4条（公告方法）

当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1万株とする。

第6条（株式の譲渡制限）

当会社の株式の譲渡による取得については、株主総会の承認を受けなければならない。

第7条（売渡請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売渡すことを請求することができる。

第8条（株主割当てによる株式及び新株予約権の募集）

株主に株式の割当てを受ける権利を与えて株式の募集を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、株主総会の決議によって定める。

2. 株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて新株予約権の募集を行う場合には、会社法第238条第1項各号に掲げる募集事項及び会社法第241条第1項各号に掲げる事項は、株主総会の決議によって定める。

第9条（株主名簿記載事項記載等の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

第10条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するときは、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、共同して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第11条（手数料）

前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第12条（株主の住所等の届出）

当会社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、当会社所定の書式により、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

2. 前項の届出事項を変更したときも同様とする。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第15条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役の過半数をもって定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

第4章 取締役及び代表取締役

第18条（員数）

当会社の取締役は、5名以内とする。

第19条（選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、株主総会でこれを定める。

2. 代表取締役は社長とし、会社の業務を執行する。

第22条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

第23条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第24条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第25条（中間配当）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第26条（配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

第6章 附則

第27条（設立時代表取締役及び役付取締役）

当会社の設立時代表取締役及び役付取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役社長 夏海 龍司

第28条（本店所在場所）

当会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店所在場所 東京都千代田区富士見二丁目13番3号

第29条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から、2024年3月末日までとする。